

2024年11月22日

静岡市長
難波喬司様

日本共産党静岡市議会議員団
団長 内田 隆典

2025年度予算編成と行財政運営についての申し入れ

日頃より、市民の安心安全確保、地域経済の活性化など市政発展のため尽力されていることに敬意を表します。

さて、2022年2月から3年近くに及ぶロシアによるウクライナ侵略戦争に加え、中東情勢の危機の深化、アメリカの大統領選後の動向などにより、世界情勢は一段と混迷の様相を呈しています。

一方、国内の政治情勢は、10月の衆議院選挙で与党が過半数割れし、不透明感を増しています。また、長年の「アベノミクス」のもとで、実質賃金が先進国中最下位レベルで推移する反面、円安と物価高が進み国民生活は益々苦しくなっています。地球温暖化に伴う異常気象や地震などの自然災害も頻発しています。

このようななか、市民生活に直接向き合い、いのちと暮らしを守る市政に対して市民の期待はこれまで以上に高まっています。とりわけ、貴職が重視している「根拠と共感」に基づく市政が、具体的な事業と施策の展開のなかでどう実践されるかについて市民は注目しています。

については、市民の切実な要求に基づく「2025年度予算編成と行財政運営についての申し入れ」（別添）を提出しますので、その実現を図るよう強く要請します。

併せて、日本共産党はひきつづき国民本位の政治をめざすとともに、静岡市議会議員団として市民のいのちと暮らし及び地域経済を守り発展させるため、全力を尽くす決意であることを申し添えます。

2025年度 予算編成と行財政運営についての申し入れ

《重点要望》

- 1 市政運営にあたっては、憲法、地方自治法、静岡市自治基本条例を基調とすること。
- 2 静岡市第4次総合計画（4次総）については常時検証し、社会福祉及び地域経済政策の抜本的充実を図ること。
- 3 来年度予算編成と行財政運営にあたっては、福祉の充実、能登半島地震等の教訓を踏まえた災害対策、物価高騰対策、子育て支援等、いのちとくらしを守る施策を優先すること。
- 4 ジェンダー平等の理念を市政の基本とし諸施策に生かすこと。
- 5 社会からハラスメントを根絶するため、市は率先して撲滅宣言を生かした具体的な行動をおこなうこと。
- 6 気候温暖化対策については、市の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2010年度比50%以上とすること。
- 7 PFAS問題に関しては、引き続き井戸水等の検査と公表を行うとともに市民の健康不安に対する対応をとること。また、原因者である企業に社会的責任を果たさせること。
- 8 行政のデジタル化については、個人情報保護を厳格に行うこと。また、これまでの市民サービスを低下させないため、デジタル化に伴う職員削減や窓口業務の縮小廃止等を行わないこと。
- 9 アリーナ整備推進事業や海洋文化施設整備事業など大型公共建設事業は、市民合意のないまま強行しないこと。
- 10 公契約条例を早期に制定すること。

- 11 国民健康保険料を引き下げること。
- 12 公共交通を守るため、バス会社の運転手確保に対する支援や市と企業との共同によるバス路線の運行など、市の役割をより発揮すること。また、自主運行交通への支援を強めること。
- 13 教職員については、定数条例で定める教職員はすべて正規職員とし、定数不補充は直ちに解消すること。また、職員定数を大幅に引き上げるよう国にもとめること。
- 14 学校給食費を無償化すること。
- 15 浜岡原発廃炉、リニア中央新幹線建設中止を国にもとめること。
- 16 市平和都市宣言、非核首長会議の趣旨に基づき、核兵器禁止条約への日本の参加、安保法制廃止を国にもとめること。

危機管理局

- 1 浜岡原発について
 - ① 東電の福島第一原発事故後の廃炉作業が困難をきたしていることから、浜岡原発は廃炉にするよう中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
 - ② 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
 - ③ 避難計画を作成し訓練を実施すること。
- 2 南海トラフ巨大地震対策については、高齢者・障がい者を災害から守るための対策を台風 15 号の教訓をふまえ、より具体化すること。
- 3 小学校体育館へのエアコン設置を国の制度を活用し早急にすすめること。また、同制度の拡充と延長をもとめること。避難場所でのプライバシー保護を確保し、ゆとりをもって身体を休められる安全なベッドを確保すること。

1 職員の適正配置について

- ① 職員の配置は、正規職員を原則とし増員すること。
- ② 職員の基本給を引き上げること。また、会計年度任用職員の賃金労働条件は、正規職員水準とすること。
- ③ 成績主義にもとづく人事評価制度は、公務の職場になじまず行わないこと。

2 平和行政について

- ① 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増を図ること。
- ② 非核平和都市条例を制定すること。
- ③ 広島・長崎両市の平和式典へのこどもの参加について、予算化すること。

3 核兵器禁止条約について、国の専管事項とするのではなく、憲法及び地方自治法の観点から同条約への参加を国にもとめること。

4 国民保護計画は憲法違反でありやめること。

5 自衛隊員の募集について

- ① 自衛隊員の募集は憲法違反であり取り扱わないこと。
- ② 自衛隊への18歳以上の名簿シールの提供は中止すること。また、提供除外規定について関係者へ周知を徹底すること。

6 安保法制を廃止し「平和憲法」を遵守するよう国にもとめること。

- 1 アリーナ整備推進事業については、市民合意を前提とすること。
- 2 公の施設の建設、管理について
 - ① P F I方式は改めてデメリットを検証すること。
 - ② 指定管理者制度は検証を行い、必要な見直しをすること。
- 3 リニア中央新幹線建設については、中止を国にもとめること。
- 4 マイナンバー法によるカード取得は「任意」であり、健康保険証との紐付け問題が続出していることから、地方自治体に押し付けないよう国にもとめること。
- 5 行政のデジタル化にあたっては、総合的な住民サービスを後退させることになる職員削減を行わないこと。
- 6 まちづくりについて、重要な施策の決定は住民投票を行うなど静岡市自治基本条例に基づきすすめること。

財政局

- 1 県単独補助事業については、本市も助成対象とするよう引き続き県にもとめること。
- 2 官製ワーキングプア解消、適正な下請単価の保障につながる公契約条例を制定すること。
- 3 入札参加資格における「市税完納要件」について、「分納証明書」提出も要件充足とするなど、弾力的な対応をすること。
- 4 消費税については、物価高騰対策として、当面5%に引き下げよう国にもとめること。
- 5 インボイス（適格請求書）制度は新たな大增税であり、中小零細業者を廃業に追い込むものであり、国に撤回をもとめること。
- 6 大企業へ法人市民税の超過課税を行うこと。
- 7 地方交付税算定における「トップランナー方式」をやめるよう国にもとめること。
- 8 市民税について
 - ① 固定資産税は、収益還元方式に改めること。
 - ② 都市計画税を引き下げること。
- 9 市の発注する建設工事について地元業者を優先すること。また下請けは地元業者への発注割合を一層増やすこと。

市民局

- 1 被災地のボランティア活動は復旧復興に重要な役割を担うことから、静岡市地域防災計画第 42 節「災害ボランティア活動支援計画」〔市民〕については、各被災地での課題・教訓を踏まえて見直し、市としてより主体的に関わること。
- 2 自治会・町内会の活動を推進する立場で役員づくりや活動の簡素化などにいっそうの支援をすること。
- 3 ジェンダー平等の市政運営について
 - ① 審議会等の女性登用率の目標を 50%に引き上げること。
 - ② 相談窓口は市民がより気軽に相談できるよう身近な各区役所にも設けること。
なお、窓口の電話番号などを市民に分かりやすく周知すること。
 - ③ 公共施設のトイレにトイレットペーパーと同じように生理用品を常備すること。
 - ④ 選択的夫婦別姓及び同性婚の実現にむけ早急な法改正を国にもとめること。
- 4 生涯学習施設について
 - ① 生涯学習施設は、市民の要求に基づき麻機地域をはじめ各地域に計画的に整備すること。
 - ② 清水区の生涯学習交流館は、予約や相談など利用者の利便性向上に努め、9 条団体の利用料については、これまでの活動実績と経緯を踏まえ有料化しないこと。
- 5 行政のデジタル化については、個人情報保護を厳格に行い、市民サービスを低下させないこと。
- 6 市民サービスコーナー廃止は見直すこと。
- 7 あらゆるハラスメントに関し、市民が相談できる体制を整備すること。
なお、窓口の電話番号などを市民に分かりやすく周知すること。
- 8 静岡市平和都市宣言を活かす観点から、原爆資料展や平和に関する展示などには市役所の施設を無償で使用できるようにすること。

- 9 運転免許証返納で交付される運転経歴証明書の発行手数料及び同証明書によるタクシーの利用料軽減分は、市が負担すること。
- 10 市が保有するバスを運転手とともに団体に無償貸し付けする制度をつくること。

1 観光交流について

- ① 市内への宿泊客を増やすための観光施策を推進すること。
- ② 旅行者の滞在期間（日帰り、1泊2日、2泊3日）や観光目的（名所めぐり、自然体験、歴史探訪など）に合わせた観光コースを検討し、その結果を早期に具体化すること。
- ③ 駿府浪漫バスは城東福祉エリアにもつながる市民の足であることから増便すること。需給の状況を見て運行コースや運行時間帯を見直し(開始時間の繰り上げ、終了時間の繰り下げ)、利便性を高めること。

2 市民ギャラリーの利用料金は一定期間の利用の場合は漸減するなど改善すること。

3 静岡市として、一般市民団体や個人が行う文化事業に対して、事業規模に応じて市が直接助成金を支給するなど、一層の振興を図ること。

4 スポーツの振興について

- ① スポーツ施設の青年層利用料金を引き下げること。またスケートボードなど市民スポーツが多様化する下で、市民が身近な場所で、安心してスポーツを楽しむ条件整備を図ること。
- ② スポーツ施設の体育器具や補助具その他の備品は、老朽化したものについては速やかに交換するなど常に安全な状態を保つこと。
- ③ 三保真崎グランドゴルフ場の水洗トイレの設置、休憩所及びグランドの水たまり箇所の早期改善を図ること。

5 平和都市宣言に基づき、また助成金を交付している趣旨からホビーショーや清水みなとまつり等に憲法違反の自衛隊を参加させないように実行委員会などを指導すること。

1 地球温暖化対策と環境保全について

- ① 静岡市における温室効果ガス排出削減目標は、2010年度を基準として2030年度までに50%以上とすること。
- ② 環境局が主導して、太陽光発電が可能なすべての公共施設に設置するための計画を策定すること。併せて公共施設の断熱化にも取り組むこと。
- ③ 既設新設を問わず個人住宅への太陽光発電設置に対する助成制度を市として創設すること。
- ④ 住宅照明のLED化に対する助成制度を復活すること。
- ⑤ 経済局と協力して、耕作放棄地でのソーラーシェアリング導入可能性を調査し、積極的に推進すること。
- ⑥ 市民に対して、リニア中央新幹線建設工事に伴う南アルプスの環境への影響や2次災害の可能性の有無について、客観的な資料に基づき提示すること。JRについても責任を果たすようもとめること。

2 PFASへの対応について

- ① 引き続き井戸水等の水質検査を行い、その結果を公表すること。
- ② 健康に不安を感じ希望する市民には、血液検査を市の責任で行うこと。
- ③ PFAS汚染水の処理を抜本的に強化すること。
- ④ PFAS水質管理については、国際的な最新の科学的知見に基づき行うよう国にもとめること。
- ⑤ 原因者である企業に社会的責任を果たさせること。

3 放任竹林の整備は、市の責任で計画的に行うこと。また通行支障になるような箇所については早急に行うこと。

4 災害時のごみ処理について

- ① 大量に出る家庭ごみの仮置場は、2022年の台風15号における教訓を活かし、災害廃棄物処理計画に基づき事前の対策を重視すること。なお、市民への周知もきめ細かに行うこと。
- ② 家庭ごみの収集運搬方法について、市民への周知を徹底すること。

- 5 プラスチックごみ分別回収について、2028 年度中とする実施予定時期を前倒しするとともに、分別・回収方法など市民にわかりやすく周知すること。

1 国民健康保険について

- ① 高すぎる国民健康保険料を協会けんぽの個人負担並みに引き下げするため、引き続き国庫負担金の増額を国にもとめるとともに、県特別交付金の増額を県にもとめること。また、当面は基金の活用と一般会計からの法定外繰入れで財政措置を行うこと。
- ② 国民健康保険料算定方法について、国民皆保険制度のもと、すべての国民が健康保険に加入することが義務付けられていることから、能力に応じた保険料にするため、均等割と平等割を廃止するよう国にもとめること。
- ③ 当面、均等割軽減の年齢範囲を拡大するよう引き続き国にもとめること。また、市独自の子育て支援策として他政令市の取り組みも参考にしながら子どもの均等割の市独自の軽減策を講じること。
- ④ 国民健康保険料の申請減免について、取引先の倒産など特別の事情で売上が激減した場合も対象にすることを検討すること。また納付通知書の送付から1期目の納付期限までが短期なことから、1期目から減免を申請する場合、減免の申出書のようなもので受理するなど特別の措置を講ずること。
- ⑤ 滞納世帯の納付相談は、引き続き生活再建を最優先として親身に行い、安易な差し押さえはしないこと。併せて、財務省が定めている延滞金割合が高いことから、引き下げを国にもとめること。
- ⑥ 国民健康保険に傷病手当金を創設すること。
- ⑦ 国民健康保険証や後期高齢者医療保険証の廃止を撤回し、元に戻すように国にもとめること。

2 「無料定額診療事業」利用者への調剤費助成を市として行うこと。また、県、国にも助成をもとめること。

3 生活保護について

- ① 生活保護の申請は国民の権利であることを、広報誌に掲載したり、公共施設にポスターを張り出すなど、あらゆる機会を通じて市民に周知すること。
- ② 扶養照会は保護の要件ではなく、申請時に拒否することができることを、市のホームページにある生活保護の案内のトップに掲載するなど、市民に周知し、申請しやすくすること。

- ③ 市民の暮らしに責任を負う立場から、2013年に10%引き下げた生活保護基準を元に戻し、「夏季加算」を加えるなど、拡充するよう国にもとめること。
- ④ 生活保護受給者へのサポート体制を抜本強化するため、ケースワーカーを正規職員で増員すること。少なくとも国の基準である一人80世帯を早期に達成すること。
- ⑤ 生活保護世帯すべてを対象にして、エアコン設置の補助を行うこと。

4 生活困窮者の熱中症対策としてエアコン設置の助成を行うこと。

5 介護保険について

- ① 2030年度以降も要介護1・2を市町村の総合事業に移管しないよう国にもとめること。
- ② 引き続き、国庫負担の増額を国にもとめつつ、市の財源を使って介護保険料を引き下げ、利用料を軽減すること。
- ③ 介護保険への国庫負担割合を増やし、利用料2割・3割負担は撤回するよう国に強くもとめること。
- ④ 訪問介護報酬の引き下げを撤回し、むしろ拡充するよう国にもとめること。
- ⑤ 訪問介護報酬引き下げの影響を把握し、事業継続に必要な支援を行なうこと。
- ⑥ 訪問介護時の食事や洗濯の支援など、利用者の実態に即して柔軟に支援できるよう内容を改善するよう国にもとめること。
- ⑦ 「福祉オンブズパーソン」制度を創設すること。
- ⑧ 地域包括支援センターの職員の配置基準を見直し、増員するよう国にもとめること。
- ⑨ 低所得者の受け皿として、特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。

6 高齢者福祉について

- ① 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金の支給対象を拡充し、増額すること。
- ② 高齢者の運転免許返納がすすむなか、高齢者の健康維持につながる外出機会確保のため、ことぶき乗車券の復活またはそれに代わる補助事業を検討し実施すること。対象を65歳からとすること。
- ③ 現在試行実施している難聴高齢者早期発見・支援事業による補聴器購入費助成

を市の補助制度として確立すること。また、特定健診に聴力検査を追加するよう国にもとめること。

7 障害者福祉について

- ① 介護が必要な者と認められた要介護の認定者は、すべて障害者控除が適用できるように基準を緩和し、すみやかに認定書を交付すること。
- ② 障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」が正しく反映されていない障害者総合支援法は廃止し、障害者権利条約及び障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」に基づき新法を制定すること。併せて当面、利用者負担については世帯収入に関わらず、障害者本人の収入によって認定することを国にもとめること。
- ③ 障害者施設利用者の人権を守るため、引き続き市の体制を強化し、実態の把握と施設運営者への指導、監督をすすめること。
- ④ 知的障害児や障害者、強度行動障害等が入所できる施設の増設など拡充すること。
- ⑤ 福祉型障害児入所施設を新設すること。
- ⑥ 障害者の医療費負担は現物給付として、窓口負担をなくすこと。
- ⑦ B型就労施設の給食費助成を拡充するよう国にもとめること。
- ⑧ 障害者就労支援施設の賃金を日額から月額にすること。
- ⑨ グループホームの就労者への賃金を引き上げること。
- ⑩ ヘルパー不足を解消する取り組みを強化すること。

8 高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療保険料は引き下げるよう国、県にもとめること。
- ② 後期高齢者の医療費窓口2割負担は撤回するよう国にもとめること。
- ③ 70歳から74歳の医療費窓口負担を1割に戻すよう国にもとめること。
- ④ インフルエンザワクチン接種の助成対象者の拡大や、助成額の増額を行うこと。

9 帯状疱疹ワクチン接種は、2025年度も継続し、接種期間の延長や助成額の増額を行うこと。

10 脳脊髄液減少症については、市独自の医療費助成をすすめること。

11 市立清水病院について

- ① 地域医療の中核病院の役割を果たせるように、不足している医師の確保を最優先課題として引き続き全力ですすめること。
- ② 医療従事者の労働条件の改善をさらにすすめること。
- ③ 来院者に対して、マイナ保険証の利用を強要しないこと。また、保険証が廃止されても、資格確認書で受診できることを丁寧に説明すること。さらに、このことを静岡市医師会に要請すること。

12 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行うこと。また、財政支援を国にもとめること。
- ② 新型コロナワクチン接種の自己負担を軽減すること。また、財政支援を国にもとめること。さらに、ワクチン接種の際には、有効性やリスクを丁寧に説明すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策を強化すること。

13 保健所機能を強化するために、保健所を駿河区、清水区にも設置すること。当面、清水支所に保健所並みの機能を持たせること。

14 公立公的病院の削減・統廃合計画及び病床削減を中止するよう国、県にもとめること。

15 年金制度について

- ① 年金支給は毎月に改めるよう国にもとめること。
- ② 「マクロ経済スライド」は廃止するよう国にもとめること。
- ③ 全額国庫負担の最低保証年金制度を早期に創設するよう国にもとめること。
- ④ 年金支給開始年齢を今以上に引き上げないよう国にもとめること。

子ども未来局

1 幼児教育・保育の拡充について

- ① 公的責任の後退につながる市立認定こども園の民営化・統廃合計画は撤回すること。
- ② 認定こども園や保育所等の職員の配置基準が改定されたが、いまだ不十分であり、さらに引き上げるよう国にもとめること。また、市の配置基準を引き上げること。
- ③ 年度初めや途中からでも希望する園に入所できるよう、地域の需要と供給の実態を把握し、必要に応じて認可保育園の増設含め対応すること。また、兄弟姉妹の同一園への入園ができるようにする利用調整加点について実態把握の上、検討すること。
- ④ 私立の認定こども園や保育所等の職員給与を改善するための給与改善費補助をさらに拡充し、公私格差是正をより一層すすめること。
- ⑤ 0～2歳児について所得制限なく無償化をすすめるよう引き続き国にもとめること。また、第1子から保育料が軽減できるよう市独自の補助を拡充すること。
- ⑥ 幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費（副食費）については、所得制限なく、すべての利用者を対象に無償化を行い、県に財政支援をもとめること。
- ⑦ 市立こども園で、子どもたちの育成に必要な消耗品などは、必要に応じて購入できるように財政措置を行うこと。

2 放課後児童クラブについて

- ① 引き続き支援員の処遇改善をすすめること。また、支援員を正規職員として雇用できる財政支援をすること。
- ② 民間経営の放課後児童クラブの補助を市独自で増額すること。また、引き続き単価を引き上げるよう国にもとめること。

3 児童館は、各小学校区に配置すること。当面、すべての中学校区に設置すること。

4 児童相談所の専門職員については、国の基準を早期に達成するよう増員すること。

- 5 子ども食堂などへの財政支援となる静岡市子育て支援活動事業補助金の上限額を増額すること。また、補助金の申請書は簡略なものとする。
- 6 ヤングケアラーの実態把握に努め、適切な支援を行うこと。
- 7 子ども医療費助成について
 - ① 18歳まで入通院とも完全無料化すること。
 - ② 県の助成金復活をもとめること。国に対して引き続き制度化をもとめること。また、入院時食事療養費の自己負担分も助成の対象とすること。
- 8 妊産婦が安心して産み、育てられるように、妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【海洋文化都市推進部】

- 1 海洋文化施設整備事業については、当初から市の補填を前提とした事業計画であり、物価高騰や需要予測など先行き不透明ななか、事業費、計画内容とも明らかにされておらず市民合意形成もされていない。今後の清水のまちづくりを見据え中止を含めて見直すこと。

【商工部】

2 地域経済の振興について

- ① 静岡市中小企業・小規模企業振興条例を活かすため、数年に1度は悉皆調査を行うこと。
- ② 中小・零細事業者の実態や要望を把握するため、これまでの枠を超え、できるだけ多くの業者団体と定期的に懇談する場を設けること。
- ③ 伝統工芸を守るため、生活保障などの現行制度をさらに拡充して、後継者育成と技術の継承に継続して取り組むこと。
- ④ 全国一律の最低賃金引き上げとそれを保障するための中小零細企業の直接支援を国にもとめること。

3 中小業者や商店などの支援について

- ① 物価高騰対策として、中小業者の固定費や光熱費の補助を継続して行うとともに拡充を図ること。
- ② 経済波及効果が高く、全国で約600の自治体を実施している住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ③ 小規模修繕工事登録制度など小規模事業者の受注機会を広げるための方法を講じるとともに周知を図ること。
- ④ 高崎市で実施している「まちなか商店リニューアル助成事業」を導入すること。当面、試行で実施すること。

4 融資について

- ① 新型コロナ対策の無利息、無保証料融資の返済について、経営支援の立場から市の制度融資への借り換えなども含めて、返済の猶予、無利息、無保証料の継続を図るなど、支援を継続すること。

- ② 市民税の滞納があっても返済計画がある場合等は、本人の事情を考慮し市の制度融資を受けられるようにすること。

【農林水産部】

5 農業の振興について

- ① 農業の振興をはかるため、引き続き農地の基盤整備事業を一層推進するとともに、地元負担金をなくすこと。
- ② 荒廃農地の有効活用対策は、継続し拡充すること。
- ③ 食の安全と環境負荷の低減を進めるため、有機栽培事業者への生産技術や資金の支援、所得保障など、積極的な支援を行うこと。
- ④ ゲノム編集されたトマトなどに対して市内での販売には表示を行うよう事業者には要請すること。
- ⑤ 被害が続いているため、有害鳥獣対策は継続して実施し、対策費用への助成をさらに拡充すること。
- ⑥ 市民が農業に親しむ機会を増やすため、市民農園に関する情報提供や助成金の創設など、都市農業振興基本法に基づく施策を具体化すること。

6 林業の振興について

- ① 木材や間伐材の切り出しコストの低減となる林道の整備を、引き続きすすめること。
- ② 林業従事者の育成と増員を図るための施策を講じること。
- ③ 自伐型林業は獣害対策、災害防止、脱温暖化対策にも効果があるとされることから、自伐型林業を研究・推進し、中山間地の移住・定住策に生かすこと。

7 水産業の振興について

- ① しずまえのブランド化とPRを継続的に行い、水産業の振興を図ること。
- ② 駿河湾でとれた魚等について、様々なレシピを開発し消費を促すこと。

1 まちづくりについて

- ① 小学校区を単位として、子どもから高齢者まで暮らせるまちづくりをおこなうこと。
- ② 立地適正化計画により、中山間地や郊外の過疎化が加速することのないよう、商業や医療、福祉、コミュニティ施設など生活関連施設の適切配置に取り組むこと。
- ③ 東静岡駅周辺のまちづくりは、アリーナ建設の是非を含め幅広く地域住民の意見を聞き、市民合意のもとですすめること。

2 公共交通の整備について

- ① バス路線は、市民要求にそって、路線の維持と増便及び、追加・延伸、休止路線の復活を事業者にもとめること。そのための助成を拡充すること。
- ② 自主運行バスへの補助金を拡充すること。また、市が主導して自治会等が自主運行バス事業に取り組めるよう支援すること。
- ③ バス運転士確保のための支援を引き続き強化すること。
- ④ 事業者バス停の増設及びバス停付近の駐輪場確保・拡充、雨よけ、日よけ対策、ベンチの設置などの環境整備を引き続きもとめること。
- ⑤ 静鉄電車各駅への駐輪場設置と拡充及びスロープ設置などバリアフリー化をより一層促進するよう引き続き事業者にもとめること。

3 小中高校生の自転車ヘルメット購入費助成を行うこと。

4 住宅政策について

- ① 市営住宅は、低廉な住宅を必要とする市民の実態を十分に把握し、必要な戸数を確保すること。
- ② 市営住宅の建て替え等については、市民のコミュニティの場所となるよう整備し、戸数や間取り、バリアフリーなど市民のニーズに合わせて確実に整備すること。
- ③ 入居者が充足していない団地については、子育て世帯など多子世帯用に2戸を1世帯で活用できるような改修・整備を進めること。
- ④ 市営住宅の共益費は、市が徴収・管理して、団地ごとに同額とすること。また、下水管の洗浄なども市の責任で定期的に行うこと。

- ⑤ 民間賃貸住宅を市営住宅並みに活用する場合は、入居の条件や家賃等の負担は市営住宅と同等にすること。
- ⑥ 低所得者世帯及び子育て世帯向けの民間賃貸住宅家賃補助の所得制限を緩和し、対象者を拡充すること。
- ⑦ 住宅の耐震診断や耐震補強工事は昭和 56 年 6 月以降の住宅にも、一定の条件を付けて助成すること。

5 公園整備について

- ① 静岡市の都市公園面積は、人口比で国の指針より少ないことから、早期に達成できるよう拡充すること。
- ② 市で管理する公園トイレのバリアフリー化を早急にすすめること。
- ③ 城北公園の整備事業は、市民の共感、納得のもとにすすめること。
- ④ 公園の管理として、遊具や樹木の安全性を定期的に検査すること。また、歩道等にはみ出している雑木や雑草などは定期的に剪定等を行うこと。

- 6 大谷、小鹿のまちづくり計画における区画整理については、土地所有者の意向を尊重して進めるよう組合を指導すること。

1 治水及びがけ崩れ対策について

- ① 巴川総合治水対策事業は、市の研究会の成果を国、県と共有して、早期完了にむけ引き続き国及び県に強くもとめること。
- ② 内牧川など再三にわたり氾濫する河川は抜本的な氾濫防止対策を行うこと。また、氾濫防止対策の内容を地元住民に説明すること。
- ③ 一級河川安倍川及び藁科川の河床上昇対策を早急に行うよう国に強くもとめること。
- ④ 河川に発生する雑草等は、住民の衛生管理や洪水対策として、市の責任で定期的に除去すること。

2 急傾斜地崩壊防止対策、河川事業、海岸保全については引き続き国、県に予算確保を強く要望し、早期に対策をすすめること。

3 道路等の安全対策について

- ① 車いすなどの通行に支障がないよう歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめること。
- ② 歩道や自転車道にせり出している草木は定期的に除去し、安全を確保すること。
- ③ 河川への転落防止のガードレールを総点検し、危険な切れ間などは安全対策を行うこと。
- ④ 道路や歩道にある電柱を移設及び地中化して、安全で歩きやすい空間を確保すること。
- ⑤ 自転車走行可能な歩道は、自転車道と歩道の区切りを分りやすくして、歩行者の安全を確保すること。

4 長沼大橋の立体化計画は、市民のニーズを十分把握し事業化すること。

5 国直轄道路負担金は、廃止するよう引き続き国・県にもとめること。

6 第2期地籍調査基本計画は、南海トラフ巨大地震が想定されるもと、計画の前倒し実施など精力的に促進すること。

消防局

- 1 消防団の定員確保にむけて
 - ① 若者に社会貢献としての消防団活動の魅力を広めること。
 - ② 消防団員の処遇改善をさらに図ること。
 - ③ 女性消防団員の活動の場を広げるため、安心して活動できる環境づくりや施設整備を早急にすすめること。
- 2 消防広域化については、常に検証を行い、より一層の消防力の向上を実現すること。
- 3 火災出動による職員の死亡事故を繰り返さないための安全対策等を強化し、教訓を今後に生かすこと。

上下水道局

- 1 給水管の老朽化対策を水道料金の値上げに連動させないこと。
- 2 滞納対策については、該当者の状況を十分考慮すること。給水停止は行なわないこと。
- 3 下水道事業受益者負担金は、都市計画税との二重徴収であり廃止すること。
- 4 急速な地球温暖化により水害が激甚化していることから、浸水対策プランを早期に見直し着実に推進すること。

教育局

1 教職員の体制強化について

- ① 職員定数条例で定める教職員はすべて正規職員とし、不補充を解消すること。
- ② 20人学級をめざし、当面は市独自に30人以下学級を実現すること。
- ③ 学校事務員及び学校用務員は、学校規模に応じた適正な人数を全校に正規職員として配置すること。
- ④ 中山間地を含め、すべての小中学校に専任の学校司書を配置すること。

2 教職員の労働条件等の改善について

- ① 教職員の多忙解消の根本的な対策として、教職員を大幅に増やすこと。
- ② 教育効果向上を妨げる「目標管理による自己評価」や「学校評価システム」について強要しないこと。
- ③ 養護教諭の負担軽減のため、体制を強化すること。

3 子どもたちの育成について

- ① いじめ根絶に向けて、「静岡市いじめ防止等のための基本条例」を全面実践すること。そのための体制をさらに強化すること。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、全小中学校に配置すること。
- ③ 点数競争の弊害が指摘される全国学力テストは実施しないこと。
- ④ 小中学生の平和教育として、現在行っている学習に加え市が広島、長崎への派遣事業を実施すること。
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス&ライツに基づく科学的な性教育を行うこと。
- ⑥ 小中高校のトイレに生理用品を常備すること。

4 教科書採択にあたっての教科書見本の閲覧は、場所の増設及び日程・時間の延長により市民の知る権利を十分に保障すること。

5 小中一貫教育についてはこれまでの取組を総括し、児童・生徒や教職員の過度な負担にならないよう十分に留意すること。

6 特別支援教育について

- ① 特別支援学級の定数を6人とするよう国に要望するとともに、市独自に定数を6人にすること。
- ② 特別支援教育支援員は、児童・生徒の在校時間まで対応できるよう増員すること。
- ③ 中学校区内に対象者がいれば、対応する中学校に通級指導教室を設けること。
- ④ 教職員の配置基準を13:1より少人数に改善するよう国にもとめること。また、市独自に国より少人数の基準を設けること。

7 安心・安全の教育施設の確保について

- ① 体育館のバリアフリー化とエアコン設置をすすめること。
- ② すべての学校施設が静岡市の目標とする耐震基準を満たすよう早期に補強すること。
- ③ 体育館は避難所となるため、体育館用のトイレは早期にバリアフリーにすること。

8 ICT教育について

- ① 教育は子ども同士や子どもたちと教職員の生きたやりとりが基本であり、ICTはその補助であることから、タブレットの使用が自己目的化することのないよう引き続き適切に活用すること。
- ② ICT支援員は一校に一人配置すること。
- ③ 教職員がICTを使いこなすために、通常の勤務時間内で十分な研修・独習ができるよう時間を確保すること。

9 教育費の保護者負担軽減について

- ① 就学援助制度の適用基準を生活保護基準の1.5倍に拡充すること。また、支給項目を増やすなど、市独自に制度の拡充を検討すること。
- ② 給付型奨学金制度について、大幅増額と対象の拡大を図るため、篤志奨学金以外に市の制度を創設すること。併せて、政府が示している対象・金額を抜本的に改善するよう引き続き国にもとめること。

10 学校給食について

- ① 学校給食費の無償化は「義務教育は無償」とした憲法の要請であるとともに、

子育て支援策としても位置づけて早期に実現を図ること。国が無償化するまでの間は市独自で実施すること。

- ② 大規模センター化、PFI方式の導入を改め自校方式にきりかえること。
 - ③ 清水区の小学校の自校直営方式を堅持すること。また、調理器具・施設は随時更新整備すること。
 - ④ 調理員を原則として正規職員とし、処遇改善を図ること。
 - ⑤ ゲノム編集したトマトなどは、安全性が確保されていないため給食の食材として使わないこと。
 - ⑥ 食材費の値上がりに対する補助を継続すること。
 - ⑦ 学校給食にオーガニック食材を積極的に活用すること。
- 11 部活動の「シズカツ」への移行にあたっては、生徒本位を基本に関係者の意見を十分に取り入れて検討すること。
- 12 市立図書館司書はすべて正規職員とすること。また、会計年度任用職員の処遇改善を図ること。
- 13 「適正規模・適正配置方針」に基づく機械的な小中学校の統廃合は行わないこと。



内田 リゅうすけ (清水区)



寺尾 昭 (駿河区)



杉本 まもる (葵区)



市川 正 (葵区)

一日本共産党静岡市議会議員団一

静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-254-2111 (内線 4541)

FAX 054-272-4695

Eメール yksf5@jcpss.jp

ホームページ <http://www.jcpss.jp/>

2025 年度 予算編成と行財政運営に ついての申し入れ



日本共産党静岡市議会議員団

目 次

2025年度予算編成と行財政運営についての申し入れ	1
重点要望	2
＜各局個別要望＞	
危機管理局	4
総務局	5
総合政策局	6
財政局	7
市民局	8
観光交流文化局	10
環境局	11
保健福祉長寿局	13
子ども未来局	17
経済局	19
都市局	21
建設局	23
消防局	24
上下水道局	25
教育局	26

